型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1196	騒音防止装置　いすゞ98－J07E－02	いすゞ　ＳＤＧ－ＲＲ７ＪＪＣＪ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号
㊞G－2325	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　J07E－TKA	いすゞ　ＳＤＧ－ＲＲ７　Ｊ＊＊＊	〃

○国土交通省告示第七百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1194	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＳＫＧ－01MK８Ａ	ＵＤトラックス　ＳＫＧ－ＭＫ38＊、ＵＤトラックス　ＳＫＧ－ＬＫ38＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊞G－2324	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＳＫＧ－ＧＨ５ＴＴＡ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五条の二第１項の規定により、平成二十三年六月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2334	一酸化炭素等発散防止装置　トヨダ　ＳＤＧ－Ｎ04Ｃ－ＶＦ	トヨタ　ＳＤＧ－ＸＺＢ51、日野　ＳＤＧ－ＸＺＢ51Ｍ、トヨタ　ＳＤＧ－ＸＺＢ50、日野　ＳＤＧ－ＸＺＢ50Ｍ	愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞G－2335	一酸化炭素等発散防止装置　トヨダ　ＳＤＧ－Ｎ04Ｃ－ＵＰ	〃	〃

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第１項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第１号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十六日　観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十三年六月二十九日
二　登録番号　第三十五号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社富士アカデミー
四　住所　東京都千代田区麹町五丁目二番一号
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区麹町五丁目二番一号
六　法人にあってはその代表者の氏名　知念　保

則

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十六日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年八月九日（予備、同月十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十六日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年八月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十六日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年八月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三三度一九分五一秒
(エ)　北緯三一度一二分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦五隻、航空機四機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。